

農業土木工事特記仕様書新旧対比表（7月改定）

改定後	改定前																
<h3 style="margin: 0;">愛媛県農業土木工事特記仕様書</h3> <p style="text-align: right; color: red; margin: 0;">2021年7月1日</p>	<h3 style="margin: 0;">愛媛県農業土木工事特記仕様書</h3> <p style="text-align: right; color: red; margin: 0;">2020年7月1日</p>																
<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 施工管理及び現場管理（第6条—第8条） 第3章 再生資材及び建設副産物（第9条—第12条） 第4章 安全管理（第13条—第15条） 第5章 使用材料 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 コンクリート（第16条） 第2節 鉄鋼スラグ等（第17条—第23条） 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第24条—第29条） 第4節 ゴム製品等（第30条） 第6章 取得補償時の立木伐採等（第31条—第38条） 第7章 境界標識（第39条—第42条） 第8章 出来形数量（第43条） 第9章 被災農林漁家の就労機会の確保（第44条） (省 略) <p style="text-align: center;">（特記仕様書への委任）</p> <p>第2条 受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県産品優先使用に係る特記仕様書(ただし、予定価格が23億円以上の工事を除く) (2) 工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書 (3) 快適トイレの設置に関する特記仕様書 (4) 工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書 <p>2 前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">工事の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">特記仕様書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合評価落札方式により入札を行う工事</td> <td style="text-align: center;">総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計図書により工期に余裕期間を設定する工事</td> <td style="text-align: center;">余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計図書により週休2日確保の対象とする</td> <td style="text-align: center;">週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	特記仕様書	総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書	設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書	設計図書により週休2日確保の対象とする	週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書	<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 施工管理及び現場管理（第5条—第7条） 第3章 再生資材及び建設副産物（第8条—第11条） 第4章 安全管理（第12条—第14条） 第5章 使用材料 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 コンクリート（第15条） 第2節 鉄鋼スラグ等（第16条—第22条） 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第23条—第28条） 第4節 ゴム製品等（第29条） 第6章 取得補償時の立木伐採等（第30条—第37条） 第7章 境界標識（第38条—第41条） 第8章 出来形数量（第42条） 第9章 被災農林漁家の就労機会の確保（第43条） (省 略) <p style="text-align: center;">（特記仕様書への委任）</p> <p>第2条 受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県産品優先使用に係る特記仕様書(ただし、予定価格が22億9千万円以上の工事を除く) (2) 工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書 (3) 快適トイレの設置に関する特記仕様書 (4) 工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書 <p>2 前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">工事の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">特記仕様書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合評価落札方式により入札を行う工事</td> <td style="text-align: center;">総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計図書により工期に余裕期間を設定する工事</td> <td style="text-align: center;">余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	特記仕様書	総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書	設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書		
工事の種類	特記仕様書																
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書																
設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書																
設計図書により週休2日確保の対象とする	週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書																
工事の種類	特記仕様書																
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書																
設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書																

農業土木工事特記仕様書新旧対比表（7月改定）

改定後		改定前	
<u>工事</u>			
設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県農地整備課所管工事における三者会議対象工事特記仕様書	設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県農地整備課所管工事における三者会議対象工事特記仕様書
ため池整備工事	ため池整備工事特記仕様書	ため池整備工事	ため池整備工事特記仕様書
<u>対象建設資材を購入する工事</u>	<u>遠隔地からの建設資材調達に係る特記仕様書</u>		
<u>鉄筋挿入工を施工する工事</u>	<u>鉄筋挿入工の施工管理に関する特記仕様書</u>		
<u>杭を施工する工事</u>	<u>杭の施工管理に関する特記仕様書</u>		
<u>主たる工種が屋外作業である工事</u>	<u>熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書</u>		
<u>調査ボーリングを実施する工事</u>	<u>地盤情報の収集と利活用に関する特記仕様書</u>		
(省 略)		(省 略)	
<p>(履行報告)</p> <p>第4条 受注者は、当初請負代金額が 3,500 万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、契約書第11条の規定により、履行状況を発注者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、次の各号に示す資料を添付し、毎月5日（5日が県の休日にあたる場合は直後の平日とする。）までに行わなければならない。</p> <p>(1) 工事履行報告書</p> <p>(2) 実施工程表</p> <p>(3) 工事全体の進捗が分かる写真</p>		<p>(履行報告)</p> <p>第4条 受注者は、当初請負代金額が 500 万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、契約書第11条の規定により、履行状況を発注者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、次の各号に示す資料を添付し、毎月5日（5日が県の休日にあたる場合は直後の平日とする。）までに行わなければならない。</p> <p>(1) 工事履行報告書</p> <p>(2) 実施工程表</p> <p>(3) 工事全体の進捗が分かる写真</p>	
<p><u>(1日未満で完了する作業の積算)</u></p> <p>第5条 <u>土地改良事業等積算基準関係通達に定める1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更設計にのみ適用する。</u></p> <p>2 <u>受注者は、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離があった場合は、1日未満積算基準の適用について、監督員に協議を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>受注者は、前項の協議を行うときは、作業が1日未満積算基準に該当することを示す資料その他協議に必要となる根拠資料（作業日報、実際の費用が分かる資料等とする。）を監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の資料による確認の結果、施工実態と施工パッケージ型積算基準に乖離が確認できなかった場合、又は同一作業員の作業が他工種・細別の作業との組合せにより1日作業となる場合は、1日未満積算基準を適用しないものとする。</u></p> <p>5 <u>施工箇所が点在する工事として定められた工事にあつては、設計図書で定められた地区を別箇所として扱い、それぞれ箇所で1日未満積算基準の適用を判断するものとする。</u></p>			

農業土木工事特記仕様書新旧対比表（7月改定）

改定後	改定前																																																												
<p style="text-align: center;">（施工計画書の内容）</p> <p>第6条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 45%;">含める内容</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事概要</td> <td>工事实績データ登録機開発行の登録内容確認書</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-5</td> </tr> <tr> <td>(4) 指定機械</td> <td>使用する排出ガス対策型建設機械</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-29</td> </tr> <tr> <td>(6) 主要資材</td> <td>主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料</td> <td>県産品優先使用に係る特記仕様書 第4条 本仕様書第7条</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工方法</td> <td>立木伐採計画</td> <td>本仕様書第6章</td> </tr> <tr> <td>(8) 施工管理計画</td> <td>段階確認予定表</td> <td>共通仕様書第3編3-1-1-5</td> </tr> <tr> <td>(9) 安全管理</td> <td>安全訓練に関する実施計画書 火気の使用に関する計画 木製工専用バリケード設置計画</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26 共通仕様書第1編1-1-1-45</td> </tr> <tr> <td>(11) 交通管理</td> <td>交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32</td> </tr> <tr> <td>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</td> <td>再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-17 及び本仕様書第11条第1項</td> </tr> <tr> <td>(15) その他</td> <td>官公庁等への手続き（予定または写し） 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認書</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-35 共通仕様書第3編3-1-1-14 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条</td> </tr> </tbody> </table>	項目	含める内容	備考	(1) 工事概要	工事实績データ登録機開発行の登録内容確認書	共通仕様書第1編1-1-1-5	(4) 指定機械	使用する排出ガス対策型建設機械	共通仕様書第1編1-1-1-29	(6) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書 第4条 本仕様書第7条	(7) 施工方法	立木伐採計画	本仕様書第6章	(8) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編3-1-1-5	(9) 安全管理	安全訓練に関する実施計画書 火気の使用に関する計画 木製工専用バリケード設置計画	共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26 共通仕様書第1編1-1-1-45	(11) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-1-17 及び本仕様書第11条第1項	(15) その他	官公庁等への手続き（予定または写し） 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 共通仕様書第3編3-1-1-14 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条	<p style="text-align: center;">（施工計画書の内容）</p> <p>第5条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 45%;">含める内容</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事概要</td> <td>工事实績データ登録機開発行の登録内容確認書</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-5</td> </tr> <tr> <td>(4) 指定機械</td> <td>使用する排出ガス対策型建設機械</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-29</td> </tr> <tr> <td>(6) 主要資材</td> <td>主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料</td> <td>県産品優先使用に係る特記仕様書 第4条 本仕様書第6条</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工方法</td> <td>立木伐採計画</td> <td>本仕様書第6章</td> </tr> <tr> <td>(8) 施工管理計画</td> <td>段階確認予定表</td> <td>共通仕様書第3編3-1-1-5</td> </tr> <tr> <td>(9) 安全管理</td> <td>安全訓練に関する実施計画書 火気の使用に関する計画 木製工専用バリケード設置計画</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26 共通仕様書第1編1-1-1-45</td> </tr> <tr> <td>(11) 交通管理</td> <td>交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32</td> </tr> <tr> <td>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</td> <td>再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-17 及び本仕様書第10条第1項</td> </tr> <tr> <td>(15) その他</td> <td>官公庁等への手続き（予定または写し） 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認書</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-35 共通仕様書第3編3-1-1-14 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条</td> </tr> </tbody> </table>	項目	含める内容	備考	(1) 工事概要	工事实績データ登録機開発行の登録内容確認書	共通仕様書第1編1-1-1-5	(4) 指定機械	使用する排出ガス対策型建設機械	共通仕様書第1編1-1-1-29	(6) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書 第4条 本仕様書第6条	(7) 施工方法	立木伐採計画	本仕様書第6章	(8) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編3-1-1-5	(9) 安全管理	安全訓練に関する実施計画書 火気の使用に関する計画 木製工専用バリケード設置計画	共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26 共通仕様書第1編1-1-1-45	(11) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-1-17 及び本仕様書第10条第1項	(15) その他	官公庁等への手続き（予定または写し） 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 共通仕様書第3編3-1-1-14 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条
項目	含める内容	備考																																																											
(1) 工事概要	工事实績データ登録機開発行の登録内容確認書	共通仕様書第1編1-1-1-5																																																											
(4) 指定機械	使用する排出ガス対策型建設機械	共通仕様書第1編1-1-1-29																																																											
(6) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書 第4条 本仕様書第7条																																																											
(7) 施工方法	立木伐採計画	本仕様書第6章																																																											
(8) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編3-1-1-5																																																											
(9) 安全管理	安全訓練に関する実施計画書 火気の使用に関する計画 木製工専用バリケード設置計画	共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26 共通仕様書第1編1-1-1-45																																																											
(11) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32																																																											
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-1-17 及び本仕様書第11条第1項																																																											
(15) その他	官公庁等への手続き（予定または写し） 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 共通仕様書第3編3-1-1-14 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条																																																											
項目	含める内容	備考																																																											
(1) 工事概要	工事实績データ登録機開発行の登録内容確認書	共通仕様書第1編1-1-1-5																																																											
(4) 指定機械	使用する排出ガス対策型建設機械	共通仕様書第1編1-1-1-29																																																											
(6) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書 第4条 本仕様書第6条																																																											
(7) 施工方法	立木伐採計画	本仕様書第6章																																																											
(8) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編3-1-1-5																																																											
(9) 安全管理	安全訓練に関する実施計画書 火気の使用に関する計画 木製工専用バリケード設置計画	共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26 共通仕様書第1編1-1-1-45																																																											
(11) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32																																																											
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-1-17 及び本仕様書第10条第1項																																																											
(15) その他	官公庁等への手続き（予定または写し） 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 共通仕様書第3編3-1-1-14 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条																																																											
<p>第7条～第13条（条文省略）</p>	<p>第6条～第12条（条文省略）</p>																																																												

農業土木工事特記仕様書新旧対比表（7月改定）

改定後

（検定合格警備員の配置）

第14条 共通仕様書第1編1-1-1-32第3項第3号に定める、検定合格警備員の配置が必要な路線として愛媛県公安委員会が認定する路線及び区間は、次のとおりである。

路線名	区間
一般国道11号	愛媛県の全域
一般国道33号	愛媛県の全域
一般国道56号	愛媛県の全域
一般国道192号	愛媛県の全域
一般国道196号	愛媛県の全域
一般国道317号	松山市勝山町1丁目19番地4先から 今治市波止浜3丁目先まで
一般国道437号	愛媛県の全域
県道壬生川新居浜野田線	愛媛県の全域
県道新居浜角野線	愛媛県の全域
県道松山空港線	愛媛県の全域
県道松山港線	愛媛県の全域
県道伊予川内線	愛媛県の全域
県道伊予松山港線	愛媛県の全域
県道今治波方港線	愛媛県の全域
県道松山伊予線	愛媛県の全域
県道壬生川丹原線	愛媛県の全域
県道松山北条線	愛媛県の全域
県道松山東部環状線	愛媛県の全域

第15条～第17条（条文省略）

（鉄鋼スラグの使用）

第18条 受注者は、鉄鋼スラグ(銑鉄製造過程で生成する高炉スラグ、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグ及び鉄スクラップを電気炉で熔解製錬して鋼を製造する際に副産される電気炉酸化スラグをいう。)を建設工事に使用する場合は、次条から第24条までの規定による。ただし、セメント、コンクリート用骨材及びアスファルト用骨材については適用しないものとする。

第19条～第22条（条文省略）

改定前

（検定合格警備員の配置）

第13条 共通仕様書第1編1-1-1-32第3項第3号に定める、検定合格警備員の配置が必要な路線として愛媛県公安委員会が認定する路線及び区間は、次のとおりである。

路線名	区間
一般国道11号	愛媛県の全域
一般国道33号	愛媛県の全域
一般国道56号	愛媛県の全域
一般国道192号	愛媛県の全域
一般国道196号	愛媛県の全域
一般国道317号	松山市勝山町1丁目19番地4先から 今治市波止浜3丁目先まで
一般国道437号	愛媛県の全域
県道壬生川新居浜野田線	愛媛県の全域
県道新居浜角野線	愛媛県の全域
県道松山空港線	愛媛県の全域
県道松山港線	愛媛県の全域
県道伊予川内線	愛媛県の全域
県道伊予松山港線	愛媛県の全域
県道今治波方港線	愛媛県の全域
県道松山伊予線	愛媛県の全域
県道壬生川丹原線	愛媛県の全域
県道松山北条線	愛媛県の全域

第14条～第16条（条文省略）

（鉄鋼スラグの使用）

第17条 受注者は、鉄鋼スラグ(銑鉄製造過程で生成する高炉スラグ、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグ及び鉄スクラップを電気炉で熔解製錬して鋼を製造する際に副産される電気炉酸化スラグをいう。)を建設工事に使用する場合は、次条から第23条までの規定による。ただし、セメント、コンクリート用骨材及びアスファルト用骨材については適用しないものとする。

第18条～第21条（条文省略）

農業土木工事特記仕様書新旧対比表（7月改定）

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">（試験結果及び品質諸元の提出）</p> <p>第23条 受注者は、第20条の試験結果及び前条の品質諸元を示す資料を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>第24条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（松山市における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用）</p> <p>第25条 受注者は、松山市内の工事において、監督員の承諾を得た場合は、溶融スラグ細骨材をアスファルト混合物用細骨材に使用することができる。</p> <p>2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、次条から第29条までの規定によらなければならない。</p> <p>第26条～第30条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（適用）</p> <p>第31条 用地取得にあたり用材林を取得補償で買収した用地における立木（主幹部）の伐採、集積、積込、運搬、売却等（処分を含む）に関しては、次条から第38条までの規定による。</p> <p>第32条～第38条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（適用）</p> <p>第39条 受注者は、境界標識の設置を行う場合は、次条から第42条までの規定によることとする。ただし、別途特記仕様書に記載がある場合はこの限りではない。</p> <p>第40条～第44条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">（試験結果及び品質諸元の提出）</p> <p>第22条 受注者は、第18条の試験結果及び前条の品質諸元を示す資料を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>第23条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（松山市における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用）</p> <p>第24条 受注者は、松山市内の工事において、監督員の承諾を得た場合は、溶融スラグ細骨材をアスファルト混合物用細骨材に使用することができる。</p> <p>2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、次条から第28条までの規定によらなければならない。</p> <p>第25条～第29条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（適用）</p> <p>第30条 用地取得にあたり用材林を取得補償で買収した用地における立木（主幹部）の伐採、集積、積込、運搬、売却等（処分を含む）に関しては、次条から第37条までの規定による。</p> <p>第31条～第37条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（適用）</p> <p>第38条 受注者は、境界標識の設置を行う場合は、次条から第41条までの規定によることとする。ただし、別途特記仕様書に記載がある場合はこの限りではない。</p> <p>第39条～第43条（条文省略）</p>